## News Release

from Kushiro Shinkin Bank

令和2年3月17日

お客様各位

釧路信用金庫

## 各種規定の電子化対応について

日頃より釧路しんきんをご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、令和2年4月1日に施行される民法改正に伴い、各種お取引・サービスに関する規定(以下「各種規定」といいます。)の改定を予定しておりますが、併せて各種規定を当金庫ホームページ上に掲載(電子化対応)することと致しました。

各種規定の電子化に伴いまして、お客様が常に最新の各種規定をご確認いただけますことに加えて、環境に配慮した取組み(紙資源の節約)の一環として、当金庫窓口での冊子等による規定の配布および郵送は終了させていただきます。各種規定が必要の際は、お手数ではございますが、ホームページよりプリントアウトしていただきますようお願い申し上げます。

今後もより一層のサービスの向上に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1. 適用開始日 令和2年4月1日(水)より
- 2. 電子化する規定
- (1)普通預金等規定集
  - ⇒ 総合口座取引規定、普通預金規定、決済用預金(無利息型規定) 貯蓄預金規定、納税準備預金規定、通知預金規定
- (2)定期預金等規定集
  - ⇒ 期日指定定期預金規定、自動継続期日指定定期預金規定、

変動金利定期預金規定、自動継続変動金利定期預金規定、

自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)、

自動継続自由金利型定期預金(M型)規定(スーパー定期)、

自由金利型定期預金規定(大口定期預金)、

自動継続自由金利型定期預金規定(大口定期預金)、定期預金共通規定

- (3) 当座勘定規定
- (4) 定期積金規定
- 3. その他

上記2. に記載のない各種規定につきましても、今後の必要に応じて、当金庫ホームページ上に掲載する予定です。

以上

